

別記 提案書による性能、機能、技術等の提案内容

1 北海道型ワーケーションポータルサイト(hokkaido-work-vacation.com)の運営

北海道型ワーケーションに関する一元的な情報発信及びマッチングの場として、既存の「北海道型ワーケーションポータルサイト」を運営する。

(1) 運用期間

保守などのために計画停止する必要がある場合を除き、委託期間を通じて運用する。

(2) サーバー・ドメインの保守・管理

保守・管理に係る経費は委託料から支出する。

なお、利用するサーバー等については、本業務の委託契約後、委託者と協議の上決定することとするが、サーバー移転が必要な場合、移転費用については委託料から支出する。

(3) 相談窓口の設置

ポータルサイトを閲覧した企業・個人からの相談及び問合せに対応する窓口を設置することとし、問い合わせ先となる電話番号及びメールアドレスを設けると共に、相談等に対しきめ細やかに対応する。

(4) 掲載内容の追加・更新

閲覧者が最新の情報を得られるよう、委託者や市町村からの要請に応じ、随時、市町村情報・モデルプラン・お知らせ・インセンティブ情報・企業向けワーケーション情報等の追加・更新作業を行う。

(5) その他

閲覧者にとって利用しやすく、北海道型ワーケーションのPRに資するポータルサイトとなるよう管理・運営する。

2 相談対応・実施支援・フォローアップ

北海道型ワーケーション実施に係る相談を受けた際にはきめ細やかに対応することとし、実施に向けた調整支援及び実施後のフォローを実施する。

(1) 相談者への実施地域の提案

基本的に相談者の意向に沿った市町村を提案するが、実施地域に関する意向が明確ではない場合には、委託期間を通じて可能な限り多数の市町村がワーケーションを受け入れられるよう、取組状況等を参照しながら提案する市町村を選定する。

(2) 実施に向けた調整支援（滞在プランのコーディネート等）

市町村側の受入ノウハウが不足している場合や、実施市町村が複数に跨がる場合など、ワーケーション実施側と市町村側との直接のやりとりのみでは実施に向けた調整に支障が出る場合は、滞在プランのコーディネート等実施に向けた調整支援を図る。

(3) ワーケーション実施後のフォロー

本事業を通じてワーケーションを実施した企業等に対して体験談の作成依頼やアンケート等を実施し、対外的な周知を図るとともに、今後の業務の参考となるようとりまとめる。

また、ワーケーション実施を通じて企業等と市町村の継続的な関係性が構築されるなど、特徴的な事例に関しては、簡潔な形で事例集としてとりまとめる。

3 普及啓発・PR動画等啓発資料の作成

(1) PR動画等啓発資料の作成

ワーケーション実施の気運醸成、企業等誘致に資するため、1、ポータルサイト運営、4のマ

ツチングイベント、5の地域研修会等、あらゆる場面で活用可能なPR動画（30秒×4本等）、リーフレット（1,000部以上）、ポスター（50部以上）、啓発物品（作成数量200以上）を各1種類以上作成する。

なお、啓発物品については、ワーケーションという啓発内容に適した物品とする。

（２）普及啓発

北海道型ワーケーションを広く周知するために、上記啓発資料の活用を含め、オンライン・オフラインを問わず効果的な普及啓発を実施する。

4 マッチングイベントの開催

イベントを開催し、ワーケーションに興味・関心のある道内外企業等と市町村とのマッチングを図る。

なお、企業はもちろん、企業に所属しながら自らワーケーションを実施している企業内個人やワーキーターが積極的に参加できるよう周知する。

（１）開催回数・地域

委託期間を通じて1回以上開催する。開催地域については、委託者と協議の上決定するが、東京都、大阪府など、企業が多く参集しやすい地域とする。

なお、広く周知を行い、参加者のうち、企業については30社以上を確保する。

（２）実施方法

対面及びオンライン

（３）実施内容

有識者や実際にワーケーションを実践している企業関係者等によるワーケーション実践事例の紹介を行うとともに、市町村による企業等へ向けたPRタイムを設ける。

なお、PRタイムについては、市町村が企業等に対してワーケーションプラン等のPRを行い、その場で市町村と企業等とがマッチングできる内容とする。

また、十分な集客及びマッチングが達成されるよう、全体を通して工夫を凝らし、上記実践事例の紹介、PRタイムのほか、ワーケーション実施の気運醸成、企業等誘致に資するコンテンツを企画する。

＜事例紹介者の想定＞

- ・5の地域研修会参加者
- ・全国のワーケーション施策に精通する有識者
- ・社員のワーケーション実施に取り組む（もしくは検討する）企業関係者
- ・自らワーケーションを実践している企業内個人
- ・ワーケーションパートナーシップ協定締結企業関係者 等

5 企業等の受入実践による地域研修会の開催

市町村における受入体制強化を図るため、企業関係者等をアドバイザーとし、受入実践を兼ねた地域研修会を開催する。

（１）回数・対象地域

委託期間を通じて2回以上開催する。対象地域については、委託者と協議の上決定するが、取組状況を参照しながら、可能な限り複数地域で実施することとし、業務型ワーケーションの推進に取り組んでいるものの受入機会に恵まれていない市町村を優先として実施する。

（２）開催日数及び時期

1回あたりの開催日数は、4泊5日以上とする。

なお、うち1回は、テレワーク・ワーケーション官民推進協議会が定めるワーケーション月間（R5年度においては11月1日～30日）内に開催する。

（3）参集範囲

アドバイザー2名のほか、市町村、ワーケーション受入事業者、4マッチングイベント参加企業等、各回10名程度を参集する。

なお、アドバイザー2名については謝金及び滞在に係る旅費を支払う（先方から辞退の申し出がある場合を除く）。

（4）実施内容

実際に即した4泊5日以上のモデルプランをアドバイザー等に経験していただき、その妥当性や企業の誘致の可能性、業務としての利用のしやすさ等について検討し、プラン内容の改良や今後の方向性に向けた助言を行う内容とする。

なお、実施期間中、アドバイザー含む参加者に対して SNS 等による情報発信を依頼する。

（5）招聘するアドバイザー

1回あたり2名程度とし、想定する人物像は以下のとおりであるが、具体的な人選は委託者と協議する。

＜招聘するアドバイザーの想定＞

- ・ 4マッチングイベント参加者
- ・ 全国のワーケーション施策に精通する有識者
- ・ 社員のワーケーション実施に取り組む（もしくは検討する）企業関係者
- ・ 自らワーケーションを実践している企業内個人
- ・ ワーケーションパートナーシップ協定締結企業関係者 等

（6）プラン集の作成

本研修会による改良されたプランを元に、企業等へのPRに資する資料をデジタルデータにて作成し、ポータルサイトへの掲載や市町村と企業等とのマッチングへの活用を図る。

6 その他

上記に挙げるもののほか、委託者と協議の上、事業内容の充実を図る。

7 業務に係る報告書の作成

適切な指標に基づく委託業務の効果に関する評価を含む事業実施結果報告書を作成し、紙媒体により2部（正本1部、副本1部）及び電子媒体1部により提出する。